

議案第12号

小松島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例について

小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号)
等の一部を別紙のように改正する。

平成26年3月5日提出

小松島市長 濱田保徳

小松島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(小松島市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 小松島市職員の給与に関する条例（昭和32年小松島市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条の2中「地方公営企業労働関係法（昭和27年法律第289号）第3条第2項」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号」に改める。

第2条第1項中「正規の勤務時間」を「小松島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年小松島市条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）」に改める。

第4条の2中「小松島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年小松島市条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）」を「勤務時間条例」に改める。

第18条中「乗じたもの」の次に「から4月1日から翌年の3月31日までの間における勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び同条に規定する年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の合計に相当する勤務時間を減じたもの」を加える。

(小松島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 小松島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年小松島市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「ほか、」の次に「平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間にあっては」を、「相当する額」の次に「（以下「差額相当額」という。）から差額相当額に3分の1を乗じて得た額（その額が1万円を超えるときは1万円、その額が1万円を超えない場合であってその額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を減じた額を、同年4月1日から平成29年3月31日までの間にあっては差額相当

額から差額相当額に3分の2を乗じて得た額（その額が2万円を超えるときは2万円、その額が2万円を超えない場合であってその額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を減じた額を、同年4月1日から平成30年3月31日までの間にあっては差額相当額が3万円を超える場合に限りその超える額」を加える。

附則第10項中「第8条2項」を「第8条第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。